

資料

(1) サテライト拠点の要件（本体との比較）

	本体	サテライト拠点
実績要件	なし。	本体事務所が新規指定から1年以上経過していること。 ※法人変更に伴う廃止・新規の場合は年数を引き継ぐものとする。
設置場所	札幌市内のみ。	札幌市内のみで、かつ ①本体と同一区または隣接区内とし ②サテライト拠点は2事業所まで設置可。 ただし、本体と同一建物あるいは同一敷地内に設置することは不可とする。
人員基準	オペレーターは提供時間帯を通じて常時1以上配置すること。	オペレーターは提供時間帯を通じて本体・サテライト拠点いずれかにおいて常時1以上配置すること。
	訪問介護員は常時1以上かつ必要な数を配置すること。	本体と同じ。
	（一体型事業所の場合）看護職員を常勤換算で2.5人以上配置すること。	本体と同じ。 なお、本体の常勤換算2.5人を超える人員についてサテライト拠点に配置することは差し支えない。
	随時の通報があつてから概ね30分で駆けつけられる体制を確保すること。	本体と同じ。 なお、サテライト拠点から随時訪問ができない場合、運営上支障がなければ、本体からの随時訪問可。そのため、設置場所については要検討のこと。
設備基準	相談スペース、手指洗浄設備を有すること。	手指洗浄設備を有すること。 ただし、サテライト拠点が他サービス事業所と同一敷地内にある場合で、運営上支障がなければ、共用可とする。
	オペレーターと訪問介護員双方が受信・発信できる機器の設置が必要。	本体と同じ。
	利用者の心身状況の情報を常時オペレーターが把握し、一元的に管理できる体制を構築すること。	本体と同じ。
利用者の条件	要介護1以上。	本体と同じ。 ただし、原則、集合住宅の利用者にサービス提供することは不可とする。

(2) サテライト拠点と一部委託の相違点

	一部委託	サテライト拠点
事業の実施地域	本体から30分で駆けつけられる範囲のみ。	サテライト拠点から30分で駆けつけられる範囲まで拡充可能。
対応サービス	同一法人の既存「訪問介護事業所」、「夜間対応型訪問介護事業所」、「訪問看護事業所」に ①定期巡回サービス ②随時訪問サービス ③訪問看護サービス の一部を契約に基づき業務委託する。 あらかじめ契約によりサービス内容が決定される。ただし、随時対応サービスの委託は認めない。 委託先の職員が委託された業務について対応する。	本体と一体的なサービス提供の単位としてサテライト拠点を設置し、 ①定期巡回サービス ②随時訪問サービス ③訪問看護サービス ④随時対応サービス すべてのサービス提供を行うことができる。 運営上支障がなければ、本体及びサテライト拠点のいずれかの職員が柔軟に対応することが可能。
人員基準	訪問介護員は委託先の各サービス人員基準（訪問介護事業所なら常勤換算で2.5人）を超えて配置すること。 計画作成責任者の配置は本体のみとし委託先の配置は認めない。	訪問介護員は常時1以上かつ必要な数を配置すること。 計画作成責任者の配置は本体およびサテライト拠点にも認める。
手続き	市へ事前協議を行ったのち、委託業務契約書（または覚書）等を添付のうえ、変更届を提出すること。	市へ事前協議を行ったのち、関係書類を添付のうえ、変更届を提出すること。

資料

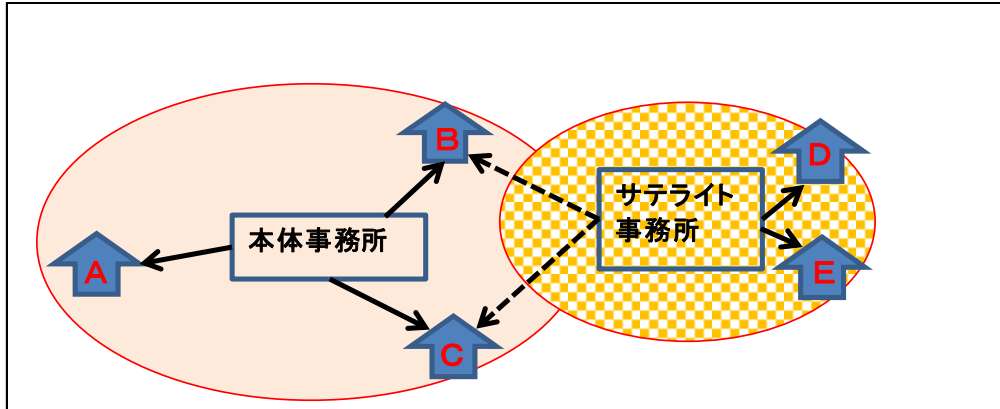
(3) サテライト拠点と一部委託のイメージ図

【サテライト拠点】

本体から遠方の利用者(D、E)の定期巡回サービスと随時訪問サービスをサテライト事務所が対応する場合

※1 サテライト職員がDの訪問中、Eに随時訪問が必要となった場合、運営上支障がなければ本体職員が訪問可能

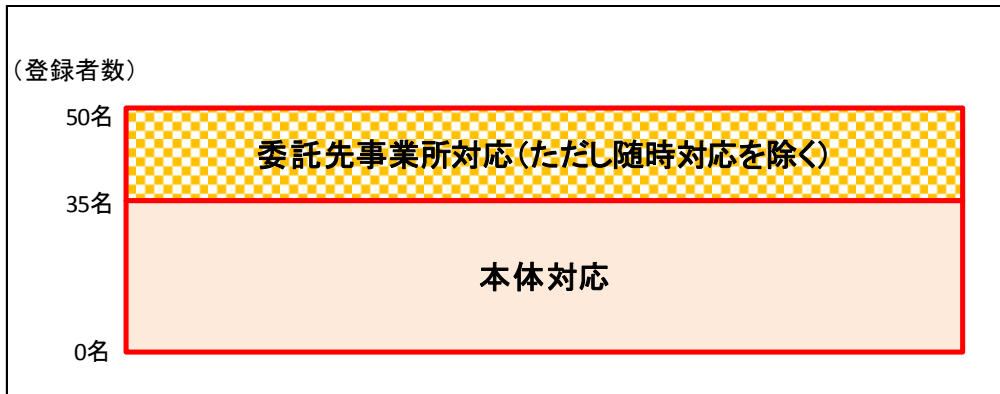
※2 本体職員がA、Bの訪問中にCに随時訪問が必要となった場合、運営上支障がなければサテライト職員が訪問可能



【一部委託】

パターン① 利用者ごとに委託する場合

例1) 登録者50名のうち、15名の利用者を委託



パターン② サービス内容や時間帯により委託する場合

例2) 深夜帯(22時から8時)の随時訪問と定期訪問を委託

